

## 第2節

## 死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

## 1 大学を通じた死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組の継続・拡大

## 【施策番号20】

文部科学省においては、平成29年度以降、基礎研究医養成活性化プログラムにより、不足する病理学や法医学等の基礎研究分野における優れた人材を養成するため、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築を見据えた体系的で優れた教育を実施する国公立大学の取組に対して必要な経費を支援するとともに、令和3年度から、新たに法医学教室で意欲的な取組を行う大学が中心となり、近隣の大学及びその所在する自治体等と連携し、法医学分野を目指す大学院生の養成や、臨床医・臨床歯科医等の学び直しを行う教育拠点を構築する取組を支援している。

このほか、令和3年度は、国立大学法人運営費交付金等を活用し、8大学において法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備が行われている。

こうした取組の結果、令和3年5月1日時点で、20大学において死因究明等に係る教育及び研究の拠点として、死因究明センターやAiセンターなど死因究明等に関連するセンターが設置されている。

## 資2-2-1

## 法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況

## 法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況

令和3年5月現在

○法医学等死因究明に関連するセンター等の設置状況（81大学中20大学に設置）

| No | 大学名      | センター等の名称               | 設置年月     |
|----|----------|------------------------|----------|
| 1  | 北海道大学    | 死因究明教育研究センター           | 平成28年4月  |
| 2  | 旭川医科大学   | 死因究明等科学技術センター          | 平成30年11月 |
| 3  | 東北大学     | Aiセンター                 | 平成22年4月  |
| 4  | 群馬大学     | Aiセンター                 | 平成20年10月 |
| 5  | 千葉大学     | 法医学教育研究センター            | 平成26年4月  |
| 6  | 新潟大学     | 死因究明教育センター             | 平成29年7月  |
| 7  | 福井大学     | 先進イメージング教育研究センター       | 平成23年5月  |
| 8  | 信州大学     | Aiセンター                 | 平成30年3月  |
| 9  | 三重大学     | Aiセンター                 | 平成21年6月  |
| 10 | 京都大学     | 総合解剖センター               | 昭和57年10月 |
| 11 | 島根大学     | Aiセンター                 | 平成23年6月  |
| 12 | 広島大学     | 死因究明教育研究センター           | 平成29年4月  |
| 13 | 愛媛大学     | Aiセンター                 | 平成26年8月  |
| 14 | 佐賀大学     | Aiセンター                 | 平成22年4月  |
| 15 | 長崎大学     | 死因究明医育成センター            | 平成22年4月  |
| 16 | 大分大学     | 基礎医学画像センター             | 平成22年8月  |
| 17 | 福島県立医科大学 | 死因究明センター               | 平成27年4月  |
| 18 | 横浜市立大学   | 臨床法医学センター              | 令和元年10月  |
| 19 | 大阪公立大学   | 一般社団法人法医学鑑定・死因究明支援センター | 平成22年1月  |
| 20 | 金沢医科大学   | アナトミーセンター              | 平成26年4月  |

○今後の設置予定

| No | 大学名  | センター等の名称       | 設置予定年月 |
|----|------|----------------|--------|
| 1  | 大阪大学 | 高度死因究明センター（仮称） | 令和4年以降 |

出典：文部科学省資料による

# TOPICS

## 5 基礎研究医養成活性化プログラムにおける取組

医学・医療の基盤である基礎医学研究は、医学部の学生への教育や臨床への橋渡しにおいても重要な役割を果たしている。一方で、基礎医学の分野においては、キャリアパスに不安を持つ者も多く、特に法医学等の分野における医師が不足している。

そのため、文部科学省においては、平成29年度以降、法医学等の分野における基礎研究医の更なる確保や基礎研究の強化を図ることを目的として、複数の大学が連携し、キャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する取組に財政的支援を行う基礎研究医養成活性化プログラム事業を行っている。

令和2年度までに、5大学の取組に対して支援を行ってきたところ、令和2年4月に施行された基本法において、基本的施策として死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備等が掲げられたことも踏まえ、令和3年度からは、法医学の知見・能力を臨床医学等に活用できる医師等の養成を目指し、新たに2大学の取組に対して支援を開始した。

今後、同事業を推進するとともに、その成果を広く大学に周知することにより、大学における死因究明等に係る体制・教育の充実に繋げていくこととしている。

### 基礎研究医養成活性化プログラムによる取組

#### 1. 平成29年度開始事業に選定された各大学の取組

| 大学<br>※( )内は連携大学                               | 事業名称                  | 養成人材<br>※( )内は令和3年度までの受入人数             | キャリアパスに関する主な計画                     |
|--|-----------------------|--|------------------------------------|
| 筑波大学<br>(自治医科大学, 獨協医科大学)                       | 病理専門医資格を担保した基礎研究医育成   | 病理専門医、臓器別病理専門医<br>(病理学・法医学分野合わせて14人)   | ・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保              |
| 千葉大学<br>(群馬大学, 山梨大学)                           | 病理・法医学教育イノベーションハブの構築  | 病理研究医、法医学研究医<br>(病理学・法医学・その他分野合わせて16人) | ・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保 |
| 東京大学<br>(福島県立医科大学, 順天堂大学)                      | 福島関東病理法医学連携プログラム「つなぐ」 | 病理専門医<br>(病理学分野14人)                    | ・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保           |
| 名古屋大学<br>(名古屋市立大学, 岐阜大学, 三重大学, 浜松医科大学, 愛知医科大学) | 人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成  | 病理学研究医、法医学研究医<br>(病理学・法医学分野合わせて121人)   | ・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保        |
| 横浜市立大学<br>(琉球大学, 北里大学, 鹿谷大学)                   | 実践力と研究力を備えた法医学者育成事業   | 法医学研究者<br>(法医学分野3人)                    | ・法医学関連領域のポスト等を確保                   |

#### 2. 令和3年度開始事業に選定された各大学の取組

| 大学<br>※( )内は連携大学               | 事業名称                                      | 養成人材<br>※受入は令和4年度から開始               | キャリアパスに関する主な計画   |
|--------------------------------|---|-------------------------------------|--|
| 金沢大学<br>(秋田大学, 金沢医科大学)         | 医歯工法連携による次代の法医学者および地域関連人材の養成              | 大学院生、医師、歯科医師、看護師、警察職員、児童相談所職員、法学研究者 | ・特任助教ポストを2席確保するとともに、海外研究員ポストの確保に努める<br>・児童相談所等の地域法医学ポストを2席確保 |
| 滋賀医科大学<br>(京都府立医科大学, 大阪医科薬科大学) | 地域で活躍するForensic Generalist, Specialistの育成 | 大学院生、医師、歯科医師                        | ・連携校間での助教ポストを有効活用<br>・拠点校において特任教員を複数確保                       |

出典：文部科学省資料による